

岩手県監査委員告示第34号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県北教育事務所

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年10月17日

イ 本監査実施日 平成25年11月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年1月14日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
非常勤講師の報酬の支給に当たり、債務確定後相当期間経過してから支給しているものが1件、30,960円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	非常勤講師の報酬については、今後は、年間勤務計画表による勤務状況の確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立葛巻高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年10月9日

イ 本監査実施日 平成25年11月19日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年1月14日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
全日制高等学校入学選考料の収納に当たり、納付書に貼付された収入証紙に消印がないものが48件、105,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	全日制高等学校入学選考料の収納については、今後は、複数職員での消印の確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。